

2025 (R7) 年3月期決算留意点 (税務)

2025 (R7) 年3月期の税務・決算に影響のある 2024 (R6) 年度の税制改正のうち、多くの企業に影響を
する3項目について改正内容の概要を紹介します。

賃上げ促進税制の改正 (中小企業向け)

企業の構造的・持続的な賃上げを促進するため、令和6年度税制改正において一部要件の見直しが
された上で、令和9年3月31日に開始する事業年度まで3年間延長されています。

1. 教育訓練費の増加要件の見直し

- ① 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上 (要件追加)
- ② 教育訓練費の増加割合の要件を緩和 (従前10%→5%)



2. 子育て支援、女性活躍促進に取り組み企業への上乗せ措置 (新設)

厚生労働省の定める「えるぼし認定 (女性活躍推進)」、「くるみん認定 (子育てと仕事の両立)」
を活用した、税額控除率の上乗せ措置が新設され、認定取得時に税額控除率を5%上乗せ。
※えるぼし認定は (2段階目) 以上の認定で適用

3. 税額控除の繰越措置の創設 (新設)

賃上げ促進税制を適用した際に 控除しきれなかった金額がある場合、5年間繰り越すことが可能
になりました。ただし、繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前事業年度
より増加していることが必要となります。

交際費の損金不算入制度の見直し+延長

物価高騰等による会議費の実態の変化を踏まえ、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される
飲食費の金額基準が、1人当たり5,000円以下から 10,000円以下に引き上げられた上で、交際費等の損
金不算入制度が3年間延長されています。

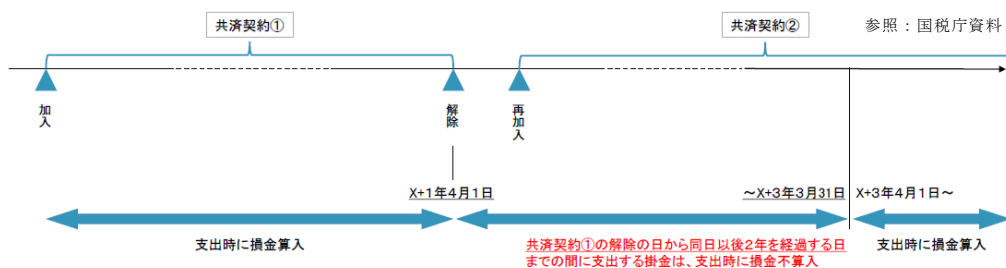
なお、2024年4月1日以後に支出する飲食費について適用されますので、3月決算企業は期首からの
適用となります。その他の交際費の損金不算入制度自体の変更はありません。

中小企業倒産防止共済事業の負担金の損金算入特例の見直し

中小企業倒産防止共済事業に係る掛金を支出した場合に、その支出した掛金の損金処理に一定の制限
が設けられました。当該 共済契約を解除してから2年間は、再度その共済に加入して掛金を支出しても、
税務上の損金として処理ができなくなりました。

なお、この措置は2024 (R6) 年10月1日以後に解除された共済契約から適用となります。

[中小企業倒産防止共済事業に係る措置の見直しのイメージ図]



※制度の再加入自体に問
題は無く、当該制限のある
期間に支出した掛金は資
産計上になります。

@3月の予定

- 3/10・2月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/31・1月決算法人の確定申告
・4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp>/E-Mail info@kuronuma-ac.jp